〈3〉デュアルユース品目に対する EU輸出管理制度改革と規則改訂案

一規制内容の明確化により運用の域内統一化を図ると共に、 人権問題を考慮した新たな規制を導入一

三井物産株式会社 貿易 · 物流管理部 安全保障貿易管理室 アドバイザー

青井 保

I. はじめに

待たれていたEU輸出管理規則改訂案が漸く公表 された。本改訂案は、EU輸出管理制度に関して今 我々が最も注目する、デュアルユース品目に対する 輸出管理制度改革を実現するもの。2009年施行の規 則 (Regulation (EC) No 428/2009 of 5 May 2009) をベースとする現行制度はその構造上様々な問題を 浮き彫りにしており、改善のために種々検討が重ね られてきた。今回の制度改革は、当該規則を全面的 に書き改めることにより、それらの問題を解消する と共に、輸出管理に人権問題を考慮した新たな規制 を導入しようとするものである。

制度改革に関する一連の動きは2011年6月に始 まった。この時グリーンペーパーが発行され、改革 に関する意見が各方面から募集された。以降、2014 年4月に制度改革の方向性を示す報告書が発行さ れ、2015年1~9月にはインパクトアセスメント が、7~10月にはオンラインによるパブリックコン サルテーションが実施された。その後2015年末にブ リュッセルで開催された輸出管理フォーラムを以て 一連の予備プロセスは終了した。それらを踏まえ、 当初は2016年前半に規則改訂案が欧州委員会より欧 州議会とEU理事会へ提案され、公表される予定と されていた。

しかしながらプロジェクトの進捗が遅れており、 規則改訂案はこの9月末になって漸く公表され、 EU理事会及び欧州議会による審議に付された

(http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index. cfm?id=1548)_o

文書の構成は以下のとおり。

(1)本文

タイトル: Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMNT AND OF THE COUNCIL setting up a Union regime for the control of exports, transfers, brokering, technical assistance and transit of dual-use items (recast) 。全45ページの内、前段の10ページは改 訂の背景と趣旨説明に費やされており、後段の11 ページ以降が改訂規則案となっている。内、規則本 文は第1章~第10章、全30条により構成されてい る。

(2) 付属文書

- ◆Annex IA: LIST OF DUAL-USE ITEMS (現行 ØAnnex 1)
- ◆ Annex IB: LIST OF OTHER DUAL-USE ITEMS (サイバー監視技術関連品目)
- ◆ Annex IIA: UGEA NO EU001-EXPORTS TO AUSTRALIA, CANADA, ICELAND, JAPAN, NEWZEALAND, NORWAY, SWITZERLAND, INCLUDING LIECHTENSTEIN, AND UNITED STATES OF AMERICA
- ◆ Annex IIB: UGEA NO EU002-EXPORTS OF CERTAIN DUAL-USE ITEMS TO CERTAIN DESTINATIONS
- ◆ Annex IIC: UGEA NO EU003-EXPORT

AFTER REPAIR/REPLACEMENT

- ◆ Annex IID: UGEA NO EU004-TEMPORARY EXPORT FOR EXHIBITION OR FAIR
- ◆ Annex IIE: UGEA NO EU005-TELECOMMUNICATIONS
- ◆Annex IIF: UGEA NO EU006-CHEMICALS
- ◆ Annex IIG: UGEA NO EU007-LOW VALUE **SHIPMENTS**
- ◆ Annex IIH: UGEA NO EU008-INTRACOMPANY TRANSMISSION OF SOFTWARE AND TECHNOLOGY
- ◆Annex III: UGEA NO EU009-ENCRYPTION
- ◆ Annex IIJ: UGEA NO EU010-OTHER DUAL-USE ITEMS
- ◆Annex IIK: List referred to in Article 10.6(a) of this Regulation and Section A, C, D, G and H of this Annex
- ◆ Annex IIIA: Model for individual or global export authorisation forms
- ◆ Annex IIIB: Model for brokering service/ technical assistance authorization forms
- ◆ Annex IIIC : Common elements for publication of national general export authorization in national Official Journals
- ◆ Annex IVA: UNION TRANSFER AUTHORISATION REFERRED TO IN ARTICLE 12 OF THIS REGULATION
- ◆ Annex IVB: LIST OF DUAL-USE ITEMS SUBJECT TO UNION TRANSFER AUTHORISATION REFERRED TO IN ARTICLE 12 OF THIS REGULATION
- ◆ Annex V: Repealed Regulation with list of its successive amendments
- ◆Annex VI: CORELATION TABLE

(注意: 例えば、Annex IAとIBがリストとして個 別に存在するのではなく、実際はAnnex Iの中に Section AとSection Bが存在する。ここでは便宜上 Annex IA、Annex IBと表現した。他も同様。)

これらの文書は、我々にとって制度改革に対する欧 州委員会の考え方及び制度改革や新規則の具体的内 容を知るうえで大変重要な資料であり、早速それら を分析のうえ本誌に掲載することとした。

Ⅱ. 規則改訂案に見る制度改革のポイント

規則改訂案を一通り読んだところ、今回のデュア ルユース品目に対するEU輸出管理制度改革のポイ ントは大きく以下に示す2点に絞られる。

1. 規制内容の明確化による運用の域内統一化

現在のEU規則は規制の大枠を示すものにすぎず、 制度運用の多くの部分が国内法令をベースとした加 盟各国の任意裁量に任されている。そのため、この 9月に発行されたWorldECR第53号の冒頭記事にて "EU Note shows Member States' differing implementation of Dual-Use Regulation"と紹介さ れた如く、EU規則の解釈と運用に各国間でかなり のバラツキを生じており、輸出者に不公平感を与え ている。今回の規則改訂案は第一にその問題を大き く改善するもの。キャッチオール規制や仲介規制 等、幾つかの規制条文に盛り込まれている"オプ ション条項"(採用は加盟国の任意)が全て消えた と共に、各規制条文が全面的に書き改められてそれ ぞれの法的要求が整理され、明確になった。また、 現行規則とは別枠で規定されている技術支援に関す る規制が本規則改訂案に取り込まれた。次に、運用 の域内統一化を実現する有力な手段として加盟各国 及び欧州委員会間の情報共有やコンサルテーション の制度、及びそのためのツールが規制の中に盛り込 まれた。加えて、加盟各国と欧州委員会が互いに議 論し、調整を図る場としてDual-Use Coordination Groupを頂点とする関連組織の設置が規定された。

EUの輸出管理制度は、補完性の原則の下、EU権 限(EU規則)と加盟国権限(加盟国の国内法令) とが互いに補完しあう構造で成り立っている。今回 の改訂案は前者、つまりEU規則の中身を濃くし、 且つ拡大する、(その分加盟国権限が縮小される) ことにより、解釈と運用の域内統一化、即ち単一市 場における競争の公平・平等化(いわゆるlevelplaying field) を実現するものである。中身の拡大 という意味では、許可発行可否の共通判断基準の追 加、EU包括許可(UGEA)の種類拡大、許可証様 式モデルの提示等を含め、許可制度に関する規定が 大幅に拡充されたことにより、許可制度の面でも域 内統一化が大きく前進することになる。更に、法執

行面でもその統一化を図るための法的ベースが盛り 込まれた点が注目される。

2. サイバー監視技術関連品目に対する規制の導入

"EU輸出管理制度の近代化"という名のもと、改 訂規則案にはサイバー監視技術 (cyber-surveillance technology) 関連品目に対する規制が新たに盛り込 まれた。それら品目のEUからの輸出が第三国にお いて人権侵害に繋がることを防ぐこと、及びサイ バー監視技術がもたらすEU及びEU市民への安全保 障上のリスクに対処することを目的としている。そ のため、サイバー監視技術関連品目が従来のAnnex I(改訂規則案ではAnnex IA) とは別枠(Annex IB) で掲載された。つまり、現行Annex I掲載品目 に加え、Annex IB掲載品目の輸出についても許可 が必要。関連して"デュアルユース品目"の新たな 定義が追加されたと共に、本件に関連した新たな キャッチオール規制(targeted catch-all clause)が 導入された。

これらは国際輸出管理レジームの場に持ち込むこ となくEU単独で実施されるものであり、欧州委員 会が規則改訂案の中で自ら語っている如く、国際市 場における競走上の不公平が生じることになる。上 述の如く域内単一市場における競争環境が公平・平 等になるよう規則を全面改訂した一方で、国際間の 競争上自らを不利な立場に置く措置を追加したこと は一見大きな矛盾であり、報道によれば、産業界か ら大きな反発が起きている。

参考までに、EUが上記の人権問題を考慮した新 たなアプローチに走った背景を以下に箇条書きす る。

(1)2011年にイタリアのある企業がシリアのアサド政 権から反体制派の動きを監視するためのシステム (surveillance system) を受注し、納入中であるこ とが発覚。

(2)2013年にWAは規制品目リストに侵入ソフトウェ ア (intrusion software) を追加。

(3) それを受け、EUは2014年12月に同品目をリスト (Annex I) に追加。

(4)同時にEU当局(DG-Trade)はICT監視技術関連

で人権に影響を及ぼすリスクがある品目を抽出し、 それらを如何に規制すべきかを調査する専門家グ ル - プ (STEG: Surveillance Technology Working Group) を設立。

(5)一方、欧州議会やNGO (例: CAUSE: Coalition Against Unlawful Surveillance Exports) が、それ ら品目の域外への輸出が第三国での人権や安全保障 に及ぼす影響を問題視し、輸出管理規則の下に適切 に規制すべきであると強く訴えるようになった。

Ⅲ. 規則改訂の背景及び趣旨説明

上述の如く、公表された文書の前段は規則改訂の 背景及び趣旨説明に割かれている。その内容は主と して以下の通りである。

1. 改訂にあたっての基本方針

インパクトアセスメントを実施した結果、輸出管 理規則を改訂するにあたっては以下に述べる二つの 基本方針を採用することとした。

(1)EU制度のアップグレード (EU System Upgrade)

EU制度をアップグレードすることは、これまで に浮き彫りにされた種々の問題に対処すること、及 び経済と社会(安全保障及び人権問題)に与える影 響の良し悪しという観点から最も効率的、効果的で あると認識し、第一の基本方針とした。

(2)EU制度の近代化 (EU System Modernization)

次に、EU制度の近代化を第二の基本方針とした。 経済及び貿易に与える影響の観点からすると、新た なカテゴリーの貨物や技術が規制対象として加わる ため、この方針の下では輸出者及び規制当局双方に 行政上の負担が増す。また、本方針の下ではグロー バルなレベルで競走上の不公平感が生じることにな る。何故なら、同様な貨物や技術を供給する他者が 同様な規制を導入するとは限らないからである。し かしながら、本方針は、安全保障及び人権問題に関 し著しく良い影響をもたらすことが期待できる。サ イバー監視技術関連品目のEUからの輸出が第三国 において人権侵害という結果を生むことを防ぐこ

と、及びそれらがもたらすEU及びEU市民への安全 保障上のリスクに対処することは避けて通れない事 項である。

なお、本方針の実施にあたっては二つの方策をと る。一つは規制対象とする特定の品目を幾つか選定 のうえリスト (Annex IB) に規定すること、そし てそれを人権侵害に的を絞った新たな概念のキャッ チオール制度と関連付けることである。後者は、サ イバー監視技術に関連した品目が誤って使用された 場合のリスクに対処する"緊急ブレーキ"としての 役割を果たす。これらの規制は精緻に設計されてお り、経済に与える負の影響は極めて限定され、且つ 貿易に与える影響も極めて小さい。

2. 規則の適切化と単純化(Regulation fitness and simplification)

改訂後の規則は輸出者及び規制当局双方にとって 行政上の負担を軽減させるという面で利益をもたら すものでなければならない。その点本改定案は、特 に人員面及び処理時間の面で利益をもたらすもので ある。具体的には以下のとおり。

(1)新たなEUレベルの許可制度 (UGEA: Union General Authorizations) を導入することにより、 企業にとってはコストが1/4となり、許可発行当 局にとっては1/11となる。

(2)域内移転規制対象品目数を約40%削減するため、 その分行政負担が軽減される。

(3)これまで、規制内容が不明確で実運用に支障をき たしてきた幾つかの重要な規定につき、その内容を 改定する。結果、法的な内容が明確化され、その分 コンプライアンスにかかるコストが削減される。

(4)ICP制定の義務付けはグローバルライセンス取得 に関わるものに限定し、ICP制定に負担がかかる中 小企業に配慮した。加えて、許可発行手順を単純化 し、法的規定を明確にすることは中小企業に利益を もたらすものである。

(5)本規則改訂案はEUの輸出者にとって国際競争力

を高める効果をもたらす。何故なら、他国が既に柔 軟な制度を運用している技術移転や暗号輸出に関わ る規制の改定を行うからである。また、本改定案の 中で第三国との協力を促す規定は規制の国際的統一 化をもたらすため、競争の公平化につながるもので

3. 基本的人権(Fundamental rights)

民主社会においては、予防、調査、又は検知を目 的とする監視行為、又は犯罪者の訴追や犯罪者に対 する罰則の遂行は、法に定めると共に、関係する個 人の法的利益が十分確保できるよう必要且つ適切な 措置が講じられなければならない。しかしながら、 近年、EU企業によるサイバー監視技術の輸出が増 加しており、その内の幾つかのケースにおいては国 民を抑圧する強権政府や紛争地域に輸出され、それ らが人権侵害の為に使用されているとの報告がなさ れている。サイバー監視技術は通常規則に従い合法 的に行動する法執行機関によって使用されるもので あるが、そのような誤った使い方をされると権力側 が反体制派や人権活動家が使用するコンピュータシ ステムに侵入し、結果として彼らの投獄、場合に よっては彼らの死を招くことになる。報告で明らか な如く、同状況下でのサイバー監視技術の輸出はそ のような人物の安全を脅かすリスク、及びプライバ シーや個人情報の保護、表現の自由、結社の自由と いった基本的人権の保護に関するリスクを生むと同 時に、間接的には、恣意的な逮捕や拘束からの自 由、又は生きるための自由が脅かされるという結果 を招くことになる。

本改訂案は、特定のサイバー監視技術関連品目を 許可対象とすることにより、インパクトアセスメン トの報告にて指摘された重要課題の一つ、即ちそれ ら品目の自由な輸出が人権侵害を招くというリスク への効果的な対応措置を提供するものである。本措 置はある意味で輸出者が有するビジネスを行う自由 に影響を及ぼすものの、総合的に判断すれば、これ ら品目の輸出がもたらす人権侵害に効果的に対処す るという観点で適切なものである。結論として、本 改訂案は基本的人権の保護に対して重要且つ良い意 味での影響を与えるものである。

欧州委員会は今後、加盟各国及びステークホル

ダーと緊密に相談のうえ、新たなキャッチオール規 制の実運用に関するガイドラインを作成する。時期 的には、当該ガイドラインを新規則施行時期に合わ せて発行できるよう欧州委員会として努力する。

4. 特定規制項目の提案に対する詳細説明

4-1. 既存の規制内容の近代化(Modernization of existing provisions)

本改訂案は、これまでの経験で学んだ内容を基に 規制の枠組みの明確化、単純化、及び改善を図るた め、且つ新たな状況に対応するため、幾つかの規制 項目につき改定を行う。

(1)本改訂案は、世の中の新たな現状を反映し輸出管 理の重要な要素に関する認識を一部変更する。第一 に、サイバー監視技術等の新たな技術の出現を反映 し、"デュアルユース品目"の定義を改訂した。加 えて、"輸出"及び"輸出者"の定義、及び規制当 局による決定に関する規定を改訂した。特に、技術 移転において自然人(サービスの提供者、研究者、 コンサルタント、及び"規制技術"をダウンロード する人物でさえ)は"輸出者"になり得るため、こ の改訂は自然人に対する規制の適用を明確化するも のである。

(2)無形技術移転 (ITT):本改訂案は、無形技術移 転に対する規制を明確化し、リスクが低い技術の移 転を促すものである。無形技術移転の場合、デュア ルユース技術が第三国に所在する者に渡って初めて 規制対象となるものであり、特にクラウドサービス の使用の増加が期待できる。

(3)技術支援:リスボン条約が発効したことにより、 国境をまたいだ移動が伴う技術支援に関する規定に はEU権限が及ぶことになった。よって本改訂案の 中で技術支援は規制対象となり、その定義及び規制 内容が明確化された。

(4)仲介取引規制の強化:本改訂案は、「仲介者」 (broker) の定義をEU域外に所在するEU企業の子 会社、及びEU域内から仲介サービスを提供する第 三国人にまで拡大することにより、規制回避のリス

クを低減する。加えて、仲介規制の統一性と効率性 を確保するため、同規制の非規制品目及び軍事用途 に対する適用をハーモナイズさせると共に、テロ及 び人権侵害についても適用を拡大する。

(5)通過規制の強化:規制の統一性を確保するため、 及び競争の不公平性と一連の他規制との関連性が弱 まることを避けるため、本改訂案は、通過規制の非 規制品目及び軍事用途に対する適用をハーモナイズ させると共に、規制をテロ行為や人権侵害行為にま で拡大する。

(6)不正輸出への対処:不正取引に対処するため、及 び制裁等の対応措置に沿い、本改訂案は、例えば仲 介取引、技術支援等、特定の規制を設けるものであ る。それらは第三国に所在するEU市民の行為に対 する規制を含み、EU全域に適用される。本改訂案 はまた規制の回避行為を防止するための条文を導入 する。かくして本改訂案は輸出管理違反者を起訴す るためのEU共通の法的ベースを確立するものであ る。

4-2. 許可制度の最適化 (Optimization of EU licensing architecture)

本改訂は、許可発行に関わる行政負担を削減する ため、許可手続きを更にハーモナイズする。

(1)許可手順のハーモナイゼーション:本改訂案は、 許可(authorisations)の定義、及びUGEA及びグ ローバルライセンス使用にあたっての共通したパラ メータ(有効期限等)及び条件(登録、報告義務、 ICP等)を規定する。また、単一市場内でのばらつ きを削減することを念頭に置き、許可発行までに要 する期間に関する透明性の確保についての標準的要 求事項を提案する。

また、原子力発電所の建設の例にみられる如く、 完遂までの期間が何年間にも及ぶ "巨大プロジェク ト"のための許可証を提案する。報告や監査等、特 定の条件を付したうえで、プロジェクトの期間中有 効、且つ一つの許可証でプロジェクトに関係した全 ての輸出取引をカバーするという便宜をもたらすも

のである。

(2)新たなUGEAの導入:本改訂案は、登録、通知、 報告、監査等の条件を付し、十分な安全性を確保し たうえで、新たなUGEAの導入を提案する。

(a)暗号 (Encryption): 通商上の重要性、及び暗号 製品が広く一般に行き渡っていることを考慮すれ ば、またEU外の国が許可例外を運用する中で競争 の公平性を確保するために、本UGEAの導入は特に 有用である。

(b)少額輸出 (Low Value Shipments): 本UGEAは、 適用可能な品目と仕向国を限定し、且つ一定の条件 を付したうえで、一定額以下の輸出に対して適用さ れる。

(c) 企業間技術移転 (Intra-company technology transfer): 本UGEAは、デュアルユース技術及び ソフトウェアの、親会社と機微でない国に所在する 関連会社との間の移転に適用される。当該技術やソ フトウェアが親会社の所有又は管理下に置かれるこ とが条件であり、特に研究開発目的に使用されるこ とが薦められる。

(d) その他のデュアルユース品目 (Other dual-use items):特定の加盟国による経験に鑑み、本改訂案 は、品目や仕向国が適切であることを条件に"その 他のデュアルユース品目"(例:周波数変換器)を カバーするUGEAを新たに設ける権限をEUに付す ものである。

(3)権限の委譲 (Delegation of competence):本改 訂案は、欧州委員会がUGEA対象の仕向国や品目を 自ら変更できるようその権限を拡大する。その趣旨 は、技術や経済が日々進化する状況下、EUの輸出 管理制度がそれらの変化に柔軟に対応できるように することにある。

4-3. キャッチオール規制の統一化(Convergence of catch-all controls)

本改訂案は、その運用がEU全体で統一化される よう、キャッチオール規制の定義と範囲を明確化 し、ハーモナイズする措置を講じた。その一つとし てキャッチオール規制に関する加盟国の決定がEU 全体に適用され、且つ効力を及ぼすようにすべく、 加盟各国規制当局間のコンサルテーションプロセス を義務づけたことがある。それにより欧州委員会と 加盟各国間の情報交換が定常化し、且つキャッチ オール規制に関わる許可要件、キャッチオール規制 上懸念されるエンドユーザーと品目に関わるデータ ベースが構築される。

4-4. 域内移転規制の見直し(Re-evaluation of intra-EU transfers)

本改訂案は、今日の技術及び通商上の進歩を考慮 し、域内移転規制対象機微品目の内容を見直しのう えリスト (Annex IVB) を改訂する。同時に、改 訂リストに掲載された機微品目を対象とする general transfer authorizationをAnnex IVAに設け た。結果、安全保障上の措置(登録、通知、報告、 監査、出荷後検査等)を確保したうえで、域内貿易 に関わる行政上の負担や支障が軽減される。

4-5. サイバー監視技術に対する輸出規制の導入 (An initiative to control exports of cybersurveillance technologies)

本提案は、国家安全保障及び公共道徳上の要求に 対応するものである。サイバー監視技術が拡散し、 それらが誤って使用された場合、国際安全保障のみ ならずEU、加盟国、企業、及び市民の安全保障上 に関わるリスク、更にはネットワークを通じて人々 がグローバルにつながった世界において人権擁護や デジタル環境下の自由 (digital freedom) の保護に 関わるリスクを生むことになる。

本改訂案においては、サイバー監視関連の特定品 目を効果的に規制するための条文を設けた。また関 連して規制対象となる品目(監視センターやデータ

保持システム等)をEU独自に選定のうえリスト化 (Annex IB) し、各品目には詳細な技術的パラメー タを付した。本制度は、サイバー監視技術に特化し た新たなキャッチオール規制(targeted catch-all control) の導入により補完される。本規制はサイ バー監視関連の非規制品目が誤って使用されること を防ぐための措置であり、最終仕向国が軍事紛争当 事国であったりや国民に対する抑圧を行う強権国家 である場合に、当該品目が人権侵害や人権に関わる 国際法に違反して使用されるケースに適用される。

サイバー監視技術の規制は"デュアルユース品 目"の定義を改訂することによってもたらされた。 この定義改訂は、より広範なアプローチ、つまり EU、その市民や企業を対象とする安全保障を考慮 したアプローチ、への変革を反映するものである。 "デュアルユース品目"の新たな定義は"サイバー 監視技術"の定義と対をなすものであり、本件に関 わる規制は人権侵害及びテロに関わる明らかなリス クが存在する場合の輸出を防止するためのものに限 定される。

4-6. 規制の運用と法執行に関わる協力関係の強化 (Enhanced cooperation on implementation and enforcement)

本改訂案は、規制の効果的かつ統一的運用を図る ため、規制当局と欧州委員会との情報交換制度を強 化する措置を講じる。具体的には、既存のDual-Use Electronic System (DUeS) を通じた電子的許 可申請システムの設置及び"技術専門家グループ" (technical expert groups) の設置を実現するため の法的ベースを設けるものである。前者は全ての規 制当局が許可発行手順を効率よくこなすことができ るようにするものであり、後者はキーとなる産業界 の関係者と政府の専門家が合い寄り規制の技術的パ ラメータに関して対話をするためのものである。

加盟国の権限に関し、本提案は情報交換及び法執 行に関する協力を促す条文を設けている。特に、 Dual-Use Coordination Group の下、法執行に関わ る協力関係を実現するためのメカニズムの設置を規 定した。

<u>4-7. 透明性の確保とアウトリーチ</u> ― 民間企業との パートナーシップ (Transparency and outreach - private sector partnership)

本改訂案は、透明性確保のための措置を講じると 共に、民間企業とのパートナーシップを構築できる よう、アウトリーチ及び輸出者との情報交換を拡大 する。本措置は日々変化する安全保障上のリスクに 第一線で対応するものであると共に、規則の順守と 競争力とは互いに高め合うというステークホルダー の考えに基づくものである。本提案はまた、輸出者 が当局とのパートナーシップを構築するうえでの鍵 となるツールを設けるための法的ベースを提供す る。加えて、すべての加盟国が許可発行のための電 子システムを導入できるようサポートする。当該シ ステムは許可発行がよりタイムリーかつ効果的に行 えるようにするものであり、輸出者と当局との良好 な関係が維持できるようになる。

また本改訂案は、規則の解釈と運用をEU全体で 共通化してほしいとの産業界の要望に応え、輸出管 理の重要事項に関する「ガイダンス」の発行を提案 する。また年次報告書の発行によって透明性を確保 することも、市民社会における組織が輸出管理の設 定や運用に十分貢献するうえで役に立つ。

4-8. 輸出管理に関する第三国との対話(Export control dialogue with third countries)

世界的レベルで規制の統一化と競争の公平化を図る ため、本改訂案はEU及びキーとなるパートナー諸 国との定期的な対話を設けるための、またエンド ユーザー証明の如く相互に有益な項目に関して交渉 を行うためのベースを提供する。加えて、EUは現 在、第三国がしっかりした輸出管理制度を構築する ことを支援するための"EU P2P Export Control Program"を運用している。本プログラムは、適宜 実施されるEU輸出管理法制度の変更に対応して第 三国の制度をアップデートするための良い機会を提 供する。

Ⅳ. 規則改訂案の具体的内容

規則改訂案の主要部分を抜粋し、それらの日本語 訳を以下に記す。

第2章.規制の範囲

[第3条] (リスト規制)

- 1. Annex Iに掲載されたデュアルユース品目の輸 出にあたっては許可が必要。
- 2. Annex Iに掲載されない特定のデュアルユース 品目を、全ての又は特定の仕向国へ輸出する場合で あっても、第4条又は第8条の規定に従い許可が要 求されることがある。

注1:デュアルユース品目の定義

(1)ソフトウェア及び技術を含む品目であって、民生 用途及び軍事用途双方の目的に使用可能なもの。

(a)核兵器、生物・化学兵器及びそれらの運搬手 段の設計、開発、生産、及び使用のために使用 可能な品目であって、非爆発装置関連及び核兵 器その他の核爆発装置の製造双方に使用可能な 全ての貨物を含む。

(b)サイバー監視技術であって、人権や人権に関 わる国際法の重大な侵害を引き起こす、又は国 際安全保障やEU及び加盟各国の安全保障上の 利益に脅威を与えるために使用可能なもの。

注2:輸出の定義

- (1)EU関税法第269条に規定の輸出手続き
- (2)同第270条(1)に規定の再輸出
- (3) 同 第259条 に 規 定 の 出 荷 手 続 き (outward processing procedure)
- (4)ソフトウェアや技術の、ファックス、電話、電子 メール等、電子的手段による域内から域外に所在す る法人や自然人、及びパートナーシップへの送信。

注3:輸出者の定義

輸出者は、自然人、法人、又はパートナーシップで あって、下記の者を意味する。

(1)それらの者を代表して輸出申告、又は再輸出申告 がなされる場合の当事者。即ち、申告が受理された 時点で第三国の荷受人との契約書を所持し、当該品

目のEU関税領域からの出荷を決定する権限を有す る者。但し、契約が結ばれていない場合、EU関税 領域から当該品目の出荷を決定する権限を有する 者。

(2)ソフトウェア又は技術を、ファックス、電話、電 子メール等の電子的手段によりEU域外に所在する 法人、自然人、及びパートナーシップへ送信する、 又はそれらの者が利用可能とすることを決定する 者。

輸出の根拠となる契約に基づいて、当該するデュ アルユース品目を処分する権限の恩恵がEU域外に 居住又は設立された者に属する場合、輸出者は域内 に居住または設立された契約当事者とみなされる。

(3)輸出者はまた、2015年7月28日付けRegulation (EU) 2015/2446、第1条19(b)項に規定の意味にお いて、輸出される製品を個人用のバッグに入れて持 ち運ぶ自然人をも意味する。

注4: Annex IB掲載品目(サイバー監視技術関連 品目)

サイバー監視技術とは、データの監視、引き出 し、収集、分析、及び/又は、システムの不能化若 しくは毀損を目的として、情報及び通信システムへ 密かに侵入することを可能にするよう特別に設計さ れた品目を意味し、以下の品目が含まれる。

- (1)モバイル通信傍受機器 (mobile telecommunication interception equipment)
- (2)侵入ソフトウェア (intrusion software)
- (3)監視センター (monitoring centers)
- (4)合法的な傍受システム及びデータ保持システム (lawful interception systems and data retention systems)
- (5)電子情報分析 (digital forensic)

[第4条] (キャッチオール規制)

1. Annex Iに掲載されないデュアルユース品目の 輸出であっても、当該品目が下記の用途に使用され る、あるいは使用される可能性があるとして規制当 局から通知を受けた場合には許可が必要。

(a)生物・化学兵器、核兵器又はその他の核爆発 装置の開発、生産、ハンドリング、操作、メン テナンス、貯蔵、検知、識別、又は拡散、又は それら兵器の運搬手段としてのミサイルの開 発、生産、メンテナンス、又は貯蔵。

(b)購入国又は仕向国が武器禁輸対象国である場 合に、それらの国における軍事用途。

(c)加盟国から無許可で又は許可条件に違反して 輸出された軍事品目のパーツやコンポーネント としての用途。

(d)最終仕向国が軍事紛争当事国である、あるい は国民に対する抑圧を行う国である場合に、国 際機関あるいは欧州や各国の規制当局が規定し た、人権侵害や人権に関わる国際法に違反する 行為を行う人物によって当該品目が使用され る、また最終需要者がそのような行為を行うと いう確証がある場合。

(e)テロ行為のために使用される。

- 2. Annex Iに掲載されないデュアルユース品目で あって、輸出しようとする品目が上記のいずれかの 用途に使用されることを輸出者がデューディリジェ ンスを通じて知った場合には当局へ通知することが 必要。その場合、当局は許可の要否を決定する。
- 3. リストに掲載されない品目の輸出に対する許可 証は、特定の品目の特定の需要者に対して発行され ること。許可証は、輸出者が居住または設立された 加盟国の規制当局によって発行されること。但し、 輸出者がEU域外に居住又は設立されている者であ る場合には、当該品目が所在する加盟国の規制当局 が発行する。許可証はEU全域で有効とする。許可 証の有効期間は1年間とし、当局によって延長可能 とする。
- 4. 上記1、2及び3項の規定に基づきAnnex Iに 掲載されないデュアルユース品目の輸出に対して許 可申請の要求を発動しようとする場合、当該加盟国 は他の全ての加盟国及び欧州委員会へ速やかにその 旨通知し、品目及び最終需要者を含み、関連情報を 提供しなければならない。通知を受けた加盟国は、 当該取引に関してよく考慮のうえ、それに対して反 対する場合、10日以内にその旨当該加盟国へ返答し

なければならない。例外措置として、相談を受けた 加盟国は期限の延長を要求することができる。但 し、30日を超えての延長は不可とする。

どこからも反対がない場合、当該加盟国はそのま ま許可手続きを進めると共に、他の加盟国は同様な 取引があった場合に許可申請の要求を発動しなけれ ばならない。加盟国は許可申請の要求について当該 国の税関やその他行政機関へ通知しなければならな 11

反対があった場合、当該加盟国は許可申請の手続 きを取り下げることが求められる。但し、国家安全 保障上の利益に反すると考える場合、当該加盟国は そのまま許可手続きを進めることができる。その場 合、欧州委員会及びその他の加盟国へ速やかにその 旨通知することが要求される。

欧州委員会及び加盟各国は許可申請の要求実績を 記録し維持する。

5. 本規則第15条1、2、及び5~7の規定は Annex Iに掲載されないデュアルユース品目につい ても適用される。

[第5条](仲介規制)

- 1. デュアルユース品目の仲介サービスにおいて、 当該品目が第4条1に規定のいずれかの用途に使用 される、又は使用される可能性がある旨仲介者が規 制当局から通知を受けた場合には許可が必要。
- デュアルユース品目の仲介サービスにおいて、 当該品目が第4条1に規定のいずれかの用途に使用 されることを仲介者が知った場合には当局へその旨 通知することが必要。その場合、当局は許可の要否 を決定する。

注5:仲介サービスの定義

(1)デュアルユース品目の第三国から他の第三国への 調達、販売、又は供給のための交渉又は手配。

(2)第三国にあるデュアルユース品目を他の第三国へ 移転するための売買。

本規則の目的として、単なる補助的サービスの提

供は本定義から除外される。補助的なサービスと は、輸送、金融サービス、保険又は再保険、一般的 な広告又は販売促進を意味する。

注6:仲介者の定義

仲介者 (broker) とは、加盟国内に居住する又 は設立された自然人、法人、又はパートナーシッ プ、又はそれらの者に所有又は支配された法人また はその関係者、若しくは域内から第三国の領土に向 けて仲介サービスを行う他の者を意味する。

[第6条](通過規制)

- 1. 域外のデュアルユース品目が域内を通過する場 合、当該品目が第4条1に規定のいずれかの用途に 使用される場合、当該品目が所在する加盟国当局は その通過をいつでも禁止することができる。
- 2. デュアルユース品目の通過であって、当該品目 が第4条1に規定のいずれかの用途に使用される場 合、当局は通過の禁止を決定する前に許可申請の要 求を発動することができる。

その場合、許可申請の対象者は下記のいずれかと することができる。

- (a)EU関税法第5条(15)に規定の申告者
- (b)EU関税法第5条40)に規定のキャリアー
- (c)Regulation (EU) 2015/2446第 1 条19(b)に規 定の、個人用のバッグに入れて当該品目を輸出 しようとする自然人

注7:通過の定義

通過とは、EU関税領域に入ってEU域外に向けて 通過する域外デュアルユース品目の輸送を意味し、 下記品目を含む。

- (1)域外への輸送が手配され、且つ単にEU関税領域 を通過するだけの品目。
- (2)保税地域内で積み替えられる、あるいは保税地域 から直接再輸出される品目。
- (3)仮貯蔵施設に一時的に保管され、そこから直接再 輸出される品目。
- (4)船舶や航空機によってEU関税領域内に持ち込ま れ、積み下ろされることなく同一の船舶や航空機に

よってそのままEU関税領域外に持ち出される品目。

[第7条](技術支援規制)

- 1. デュアルユース品目に関して、又はデュアル ユース品目の提供、製造、メンテナンス及び使用に 関して技術支援を行う場合、当該品目が第4条1に 規定のいずれかの用途に使用される、又は使用され る可能性がある旨技術支援の提供者が規制当局から 通知を受けた場合には許可が必要。
- 2. デュアルユース品目関わる技術支援を行う場 合、当該品目が第4条1に規定のいずれかの用途に 使用されることを技術支援提供者が知った場合には 当局へその旨通知することが必要。その場合、当局 は許可の要否を決定する。

注8:技術支援の定義

技術支援とは、修理、開発、製造、組み立て、試 験、メンテナンスに関する技術的支援、又はその他 の技術サービスを意味し、指示、アドバイス、ト レーニング、知識やスキルの伝達又はコンサルティ ングサービスを通じて実施される。口頭によるもの を含む。

[第8条]

- 1. 加盟国は、Annex Iに掲載されないデュアル ユース品目の輸出に関し、公共の安全及び人権擁護 の観点からそれを禁止する、又は許可申請の要求を 発動することができる。
- 2. 上記1項の規定を制定した加盟国は、直ちに他 の加盟国及び欧州委員会へその旨通知すると同時 に、制定の理由を告げなければならない。
- 3.1項の規定を制定した加盟国は、その内容を変 更した場合、直ちに他の加盟国及び欧州委員会へそ の旨通知することが求められる。
- 4. 欧州委員会は、上記2及び3項に従い通知を受 けた内容をEUのC series Official Journal上で公表 する。

[第9条](域内移転規制)

- 1. Annex IVBに掲載されたデュアルユース品目 の域内移転にあたっては許可が必要。
- 2. ある加盟国から上記以外のデュアルユース品目 が他の加盟国へ移転する場合、以下のケースにおい ては当該加盟国が許可申請の要求を発動することが できる。
 - (a)当該品目の最終仕向け地が域外国であること を輸出者又は加盟国が知っている場合。
 - (b)当該品目の最終仕向け地が移転国において規 則第3、4、又は8条に基づき許可の対象とさ れており、当該品目を最終仕向け地へ直接輸出 する場合に包括許可やグローバル許可が使用で きない場合。
 - (c)移転先の加盟国において、当該品目に対し EU関税法第60条2に規定の加工等が一切行わ れない場合。
- 3. 上記の規制を法制化する場合、当該加盟国は欧 州委員会及びその他の加盟国に対して遅滞なくその 旨通知しなければならない。欧州委員会はそれを EUのC series Official Journal上で公表する。
- 4. 上記1及び2項に規定の措置は、域内に独自の 国境を設けるような規制 (internal frontier control)ではなく、EU全域にわたって平等に適用 される通常の規制手順の一部として実施されること が必要。
- 5. 上記1及び2項に規定の措置を実施するにあた り、ある国から他の国への移転に対する規制が、同 一品目の第三国への輸出に対する規制より厳しいも のであってはならない。
- 6. 加盟国は、Annex IVBに含まれない品目であっ てAnnex IA, Category 5, Part 2に掲載された品目 の域内移転に関し、当該品目に関する追加の情報を 規制当局へ提出するよう、国内法令に規定すること ができる。
- 7. Annex Iに掲載されたデュアルユース品目の域 内移転に関わる輸出関連書類には"域外へ輸出する

場合には許可が必要である"旨明記すること。関連 書類には、販売契約書、注文確認書、インボイス、 出荷指示書等が含まれる。

第3章. 許可制度

「第10条〕

- 1. 本規則の下では下記種類の許可証が制定され る。全ての許可証はEU全域で有効である。
 - (a)個別許可
 - (b)グローバル許可、大規模プロジェクト用グ ローバル許可を含む
 - (c)加盟国が独自に規定する包括許可
 - (d)Annex IIA~IIJに規定のUGEA
- 2. 加盟国当局は、その国の居住者又はその国で設 立された企業等が輸出者である場合に、それら輸出 者に対して個別許可やグローバル許可、加盟国独自 の包括許可を発行する責任、加えて本規則の適用に 関するその他全ての決定に関する責任を有する。

輸出者が域外に居住する又は設立された者である 場合、輸出しようとする品目が所在する加盟国当局 は個別許可やグローバル許可、加盟国独自の包括許 可を発行する責任、加えて本規則の適用に関するそ の他全ての決定に関する責任を有する。

全ての個別許可及びグローバル許可は、可能な限 り電子的手段で発行しなければならない。その場 合、Annex IIIAに規定の様式モデルに含まれるす べての要素を含むこと。

- 3. 個別許可及びグローバル許可の有効期限は1年 間とする。但し加盟国当局によって更新が可能。大 規模プロジェクト用グローバル許可の有効期限は規 制当局によって決定される。
- 4. 個別許可やグローバル許可を申請する輸出者 は、最終需要者、仕向国、最終用途等、全ての関連 情報を当局へ提出しなければならない。

場合によっては、許可証の発行にあたって最終用

途証明の提出を要求することができる。

グローバル許可を申請する者は有効なICPを制定 していることが求められる。またグローバル許可の 保持者は当該許可証の使用にあたって年一回当局に 対して下記に関する報告を行うことが求められる。

- (a)輸出されたデュアルユース品目の詳細、 Annex IAに基づく分類番号を含むこと
- (b) それらの数量及び金額
- (c)荷受人の名前及び住所
- (d)それらの最終用途及び最終需要者 (知りうる 限り)
- 5. 個別許可やグローバル許可の申請を受けた加盟 国当局は、国の法律または慣行によって定められた 期間内に手続きを完了しなければならない。各国の 規制当局は平均処理期間を欧州委員会に報告しなけ ればならない。
- 6. 加盟国が独自に規定する包括許可は:
 - (a)Annex IIK掲載品目を対象から外すこと。 (b)その国の法律又は慣行によって規定されるこ と。本規則又は当該加盟国が設定する条件を満 たす限りそれらは当該国に居住する又は設立さ れた者全てによって使用可能であること。また それらはAnnex IIICの規定に従い発行される こと。加盟国は独自の包括許可を制定又は変更 した場合、速やかに欧州委員会に通知するこ と。欧州委員会はそれをEUのC series Official Iournal上で公表する。
 - (c)輸出しようとする品目が第4条1に規定のい ずれかの用途に使用される、又は使用される可 能性がある旨輸出者が規制当局から通知を受け た場合、又は輸出者がそのことを知った場合、 使用してはならない。
- 7. 輸出者が許可証の付帯条件や輸出管理法令を順 守する能力に欠けるとの正当な疑いがある場合、輸 出者が設立された加盟国の規制当局はこれらの許可 証の使用を禁止することができる。

加盟国当局は、UGEAの使用権をはく奪された輸 出者に関し、当該輸出者が他の加盟国を通じてデュ アルユース品目の輸出を行わないと確信しない限 り、他の加盟国当局と情報交換することが求められ る。

「第11条〕

1. 本規則に規定の仲介サービス及び技術支援に対 する許可証は、仲介者や技術支援提供者が居住又は 設立された国の規制当局が発行する。

仲介者や技術支援提供者がEU域内に居住又は設 立された者でない場合、仲介サービス及び技術支援 に対する許可証は、それら仲介者や技術支援提供者 の親会社が設立された国の規制当局、又はそれら仲 介サービスや技術支援が供給される国の規制当局が 発行しなければならない。

- 2. 仲介サービス及び技術支援に対する許可証は、 特定品目の一定数量に対して発行されなければなら ない。出荷元たる第三国における当該品目の所在 地、最終需要者、及びその所在地を明示すること。 許可証はEU全域に有効とする。
- 3. 仲介者及び技術支援提供者は、許可申請に必要 な全ての情報を提出しなければならない。特に、 デュアルユース品目の所在地の詳細、品目及びその 数量、当該取引に関わる第三者、仕向け先たる第三 国、及びその国の最終需要者及びその所在地に関す る明確な説明が求められる。
- 4. 仲介サービス及び技術支援に対する許可申請が あった場合、加盟国当局は本規則第10条5に規定さ れた処理期間内に許可証を発行することが要求され る。
- 5. 仲介サービス及び技術支援に対する全ての許可 証は、可能な限り、電子的手段で発行されなければ ならない。その場合、Annex IIIBに規定の様式モ デルに含まれるすべての要素を含むこと。

「第12条]

本規則はAnnex IVBに掲載されるデュアルユー

ス品目の加盟国間移転を対象とするUGEAを制定 し、Annex IVAに掲載する。

[第13条]

個別許可の申請であって、その仕向国がAnnex IIAに掲載された国以外である場合、又は仕向国に 関わらずAnnex IVB掲載品目に対する許可申請で あって、当該デュアルユース品目が許可申請された 国以外の加盟国にも所在する場合には、それらの事 実が許可申請書に記載されなければならない。その 場合、許可申請を受けた加盟国当局はそれらの事実 を関係する他の加盟国当局へ提供し、相談しなけれ ばならない。相談を受けた加盟国は、10日以内に許 可発行に反対する、しないの決定を下すことが要求 される。

10日以内に反対の通知を受領しなかった場合、反 対はないものとみなされる。

特例として、相談を受けた加盟国は決定に要する 期間を30日まで延長するよう要求することができ る。但し、それを越えての延長は不可とする。

2. 当該する輸出が国家安全保障上の利益からして 問題であると判断する場合、関係加盟国は許可申請 を受けた他の加盟国に対して許可証を発行しないよ う要求することができる。また既に許可証が発行済 みである場合、その許可証の無効化、停止、変更、 又は取り消しを要求することができる。そのような 要求を受けた加盟国は、直ちに当該加盟国間で相談 することが求められる。相談は10日以内に終了する こと。要求を受けた加盟国が、相談後に許可証の発 行を決断する場合、他の加盟国及び欧州委員会に所 定の電子システムを通じてその旨通知することが要 求される。

[第14条]

1. 個別許可やグローバル許可、又は仲介サービス や技術支援に対する許可の発行可否を決定する場 合、又は通過を禁止すべきかどうか決定する場合、 当該加盟国当局は以下に記す判断基準を考慮するこ と。

(a)EU及び加盟国の国際的責務及びコミットメ ント。特に、自らが加盟する国際不拡散及び輸 出管理レジームの場で了承した責務とコミット メント、国際条約の批准に基づく責務とコミッ トメント、及び欧州委員会の決定(decision) 又は共通の立場 (common position)、OSCEの 決定、又は国連安全保障理事会の決定による制 裁に関わる責務。

(b)最終仕向国における人権の尊重、及び当該国 による人権に関わる国際法の尊重。

(c)最終仕向国における国内状況: 当該国におけ る軍事紛争や緊張をあおったり、長引かせた り、悪化させることに繋がる輸出を行ってはな らない。

(d)地域の平和、安全、安定の維持。

(e)加盟国、及び友好国、同盟国の外交・安全保 障政策。

(f)意図された最終用途、及び意図された用途以 外に転用されるリスクに対する配慮。デュアル ユース品目は好ましくない条件下で不正転用さ れたり再輸出されたりすることに注意を要す る。

2. 欧州委員会及びEU理事会は、加盟各国の規制 当局が上記判断基準を運用するための共通したリス ク評価基準を示すガイダンス及び/又は勧告を作成 しなければならない。

[第15条]

1. 加盟各国の規制当局は、許可証の発行を拒否す ることができると共に、既に発行済みの許可証に対 し無効化、停止、変更、又は取り消しを行うことが できる。許可証の拒否、無効化、停止、許可内容の 大幅な制限、又は取り下げを行う場合、又は申請さ れた輸出が許可できないと決定した場合、当該当局 はそれらの内容を他の加盟国当局及び欧州委員会に 通知し、情報の共有化を図ることが要求される。許 可証の効力を停止した場合、当該当局は停止期間が 終了した時点で最終決定の内容を他の加盟国当局及 び欧州委員会に通知すること。

2. 加盟各国の規制当局は、第1項の規定に従い通 知された許可否認案件に関し、通知から3年以内に

その内容を見直しのうえ、それらの取り消し、変 更、又は更新を行うこと。当該当局は見直し後速や かにその結果を他の加盟国当局及び欧州委員会に通 知しなければならない。取り消されなかった許可否 認案件はそのまま許可否認案件として有効である。

- 3. 加盟各国の規制当局は、第6条の規定に従い デュアルユース品目の通過を禁止する決定を下した 場合、その旨他の加盟国当局及び欧州委員会に遅滞 なく通知しなければならない。通知にあたっては、 当該品目の分類、技術的パラメータ、仕向国、及び 最終需要者等の関連情報を含めなければならない。
- 4. 上記第1及び2項は、仲介サービス及び技術支 援についても適用される。
- 5. 加盟各国の規制当局は、輸出、仲介サービス、 又は技術支援に対して許可証を発行する前に、また 通過に対する決定を下す前に、同様な案件(同じ需 要者や荷受人に対して実質的に同様な品目を出荷す る案件) につき他の加盟国当局が輸出や通過を不許 可としていないかどうかを確認するため、Annex I に掲載のデュアルユース品目の輸出、仲介サービ ス、又は技術支援に対する許可否認、又は通過の禁 止決定につき調査を行うことが要求される。不許可 の例が認められた場合、当該当局はまず第1項や3 項に従い不許可や禁止の決定を下した他国の規制当 局とコンタクトのうえ相談すること。その後、許可 証を発行する、又は通過を認める決定を下す場合に は、関連情報と共に他の加盟国当局及び欧州員会に その旨通知しなければならない。
- 6. 本条文に基づく通知は全て所定の電子システム を通じて実施されなければならない。
- 7. 本条文に基づき共有された情報は第20条4の規 定に従い機密扱いされなければならない。

第6章. 行政上の協力、運用、及び執行

[第20条]

1. 加盟国は、下記項目を含み、本規則の運用にあ たって採用した法律、規則、及び行政上の規定を遅 滞なく欧州委員会に通知しなければならない。

- (a)下記事項を実施する権限を与えられた行政当局
 - ・デュアルユース品目の輸出に対する許可証の 発行
 - ・本規則に基づく、仲介サービス及び技術支援 に対する許可証の発行
 - ・本規則に基づき域外デュアルユース品目が域 内を通過することを禁じること
- (b)第22条に規定された執行措置

欧州委員会は加盟国から得られた上記情報を他の 加盟国へ共有すると同時にEUのC series Official Journal上に公表する。

- 2. 加盟国は、EU輸出管理制度の効力を高めると いう観点から、且つEU全域にわたって規制が効果 的に運用され、執行されるよう、欧州委員会と協力 のうえ、他の加盟国と直接協力し情報交換するため の適切な措置を講じること。加盟国間で交換する情 報とは以下のものが含まれる。
 - (a)許可発行に関わるデータ (数、金額、許可の 種類、仕向国、包括許可及びグローバル許可使 用者の数、ICP制定者の数、許可発行までに要 した期間、域内移転の数と金額等)を含み、規 制の適用に関わる情報、及び可能であればデュ アルユース品目の他の加盟国からの輸出に関す るデータ。
 - (b)規制の執行に関わる情報。加盟国独自の包括 許可やUGEAを使用する権利をはく奪された輸 出者の詳細、違反、貨物の没収、その他の罰則 の適用に関する情報を含む。
 - (c)機微な最終需要者、疑わしい調達行動に関わ る者、できればそのルートに関わるデータ。
- 3. 加盟国及び欧州委員会間の協力関係や情報交換 を支援するための安全で暗号化されたシステムが、 第21条 の 規 定 に 従 い 設 立 さ れ たDual-Use Coordination Groupとのコンサルテーションの下、 欧州委員会により開発されなければならない。当該 システムは、可能な場合、加盟国当局が運用する許 可発行システムと接続されなければならない。関連

して、システム設置の予算、開発スケジュール、機 能に関する情報を欧州議会提供へ提供しなければな らない。

4. 個人データの扱いは、個人データの扱いに関わ る個人保護及び当該データの移動に関する1995年10 月24日付けDirective 95/6/EC、及びEU各機関に よる個人データの扱いに関わる個人保護及び当該 データの移動に関する200年12月18日付け Regulation (EC) No 45/2001に規定されたルールに 従って実施されなければならない。個人データは、 加盟国及び欧州委員会により、その目的に鑑み、規 則の運用と執行目的の為のみに使用されなければな らない。それらのデータは加盟各国が本規則に基づ き設定した期間保持されなければならない。

[第21条]

- 1. 欧州委員会代表者が議長を務めるDual-Use Coordination Groupが設立されなければならない。 各加盟国は同グループへ参加する代表者を指名する こと。同グループにおいては議長又は各国メンバー から提起される本規則の適用に関わる質問につき審 議しなければならない。
- 2. Dual-Use Coordination Groupの議長は、必要 に応じ、輸出者、仲介者、その他本規則に関係する ステークホルダーと相談することが求められる。
- 3. 適切と認められた場合、Annex Iに規定の規制 品目リストのアップデートを含み、規制の運用に関 する特定の問題について協議するため、Dual-Use Coordination Groupは加盟各国の専門家により構成 される技術専門家グループを設置しなければならな い。技術専門家グループは、必要に応じ、輸出者、 仲介者、その他本規則に関係するステークホルダー と相談することが求められる。

「第22条]

1. 各加盟国は、本規則に盛り込まれた全ての規定 を適切に執行するための措置を講じることが求めら れる。特に、本規則に対する違反及び規則を運用す るために制定された国内法令等に対する違反を犯し た者に対して適用される罰則規定を設けること。そ

れらの罰則は効果的であり、違反の内容や程度に応 じたものであり、且つ抑止力を有するものでなけれ ばならない。

2. Dual-Use Coordination Groupは、執行に関し て規制当局や法執行機関同士で直接協力し、情報交 換ができるよう、Enforcement Coordination Mechanism を設定することが要求される。

[第23条]

本規則第3、4、5、6、7条の規定を回避する ことを目的とする行為に意図的に、あるいは知った うえで関わることは禁じられる。

第7章. 透明性、アウトリーチ、モニタリング、評価

[第24条]

- 1. 適切と認められた場合、欧州委員会とEU理事 会は、EU輸出管理制度の効果を確実なものにし、 且つその運用に一貫性を持たせるため、本規則の各 項目に対応したベストプラクティスに関するガイダ ンスもしくは勧告を発行しなければならない。また 加盟各国の規制当局は、適切と認められた場合、当 該国の輸出者、仲介者、及び通過のオペレーターの ために補足のガイダンスを発行しなければならな 11
- 2. 欧州委員会は、域内における輸出管理の運用と 執行、及びDual-Use Coordination Groupの活動、 審査、及びコンサルテーションに関する年次報告書 を欧州議会及びEU理事会へ提出しなければならな い。加盟各国は年次報告書の作成に必要な全ての情 報を欧州委員会へ提供することが求められる。尚、 本年次報告書は公開されるものとする。
- 3. 本規則の施行後5年から7年の間に欧州委員会 は本規則の評価を実施のうえ、結果を欧州議会、 EU理事会。及び欧州経済社会委員会へ報告しなけ ればならない。評価の実施にあたっては加盟各国が 関与し、報告書の作成に必要な情報を欧州委員会へ 提供することが求められる。

Ⅴ. 規則改訂案の最終版とドラフト版の 主な相違点

実のところ、上に記した最終規則改定案の公表に 先立ち、そのドラフト版がEurActivと称するメディ ア企業によってこの7月にネット上で公開された。 欧州委員会の正式文書がどのようにして一私企業に 渡ったかは不明であるが、著者としても早速ダウン

ロードのうえじっくり読んでみた。したがい、ドラ フト版と最終版との比較ができたため、参考までに 両者の主な相違点をここに記しておきたい。ドラフ ト版の公開が巻き起こしたことは、サイバー監視技 術関連品目が規制対象品目として新たに追加された ことに対する業界の強い反発である。下に記した相 違点を眺めてみると、最終版のとりまとめにあたっ て欧州委員会が業界の声をかなり配慮したことが窺 える。

No	項目	ドラフト版	最終版
1	規制対象とされたサイバー監視	(1)モバイル通信傍受機器	(1)モバイル通信傍受機器
	技術関連品目の削減	(2)侵入ソフトウェア	(2)侵入ソフトウェア
		(3)監視センター	(3)監視センター
		(4)合法的な傍受システム及び	(4)合法的な傍受システム及び
		データ保持システム	データ保持システム
		(5)生体認証	(5)電子情報分析
		(6)電子情報分析	
		(7)位置追跡装置	
		(8)プローブ	
		(9)ディープ・パッケージ・イン	
		スペクション(DPI)システム	
2	人権問題に絡めた新たなキャッ	記載なし	欧州委員会は今後、加盟各国及
	チオール規制の運用に対するガ		びステークホルダーと緊密に相
	イドラインの提供(規則本文で		談のうえ、新たなキャッチオー
	なく、規則改定案の前段部分に		ル規制の実運用に関するガイド
	記載。)		ラインを作成する。時期的には、
			当該ガイドラインを新規則施行
			時期に合わせて発行できるよう
			欧州委員会として努力する。
3	人権侵害や人権に関わる国際法	(d)最終仕向国が軍事紛争当事国	(d)最終仕向国が軍事紛争当事国
	に違反する者の特定(第4条1	である、あるいは国民に対する	である、あるいは国民に対する
	(d))	抑圧を行う国である場合に、人	抑圧を行う国である場合に、 <u>国</u>
		権侵害や人権に関わる国際法に	<u>際機関あるいは欧州や各国の規</u>
		違反する行為を行う人物によっ	制当局が規定した、人権侵害や
		て当該品目が使用される、また	人権に関わる国際法に違反する
		最終需要者がそのような行為を	行為を行う人物によって当該品
		行うという確証がある場合。	目が使用される、また最終需要
			者がそのような行為を行うとい
			う確証がある場合。

Ⅵ. 最後に

以上、デュアルユース品目に対するEU輸出管理 制度改革について述べると共に、それを実現するた めの輸出管理規則改訂案の内容を概観した。本稿が 掲載されたCISTECジャーナルが読者に届く11月下 旬には規則改訂案に対する欧州議会及びEU理事会 による審議が佳境に達しているものと思われる。筆 者が読んだ限りにおいてはこれまでに公表されてい た制度改革の肝となる項目がほぼ網羅されており、 審議の結果、内容が大きく変わることはないものと 推察する。但し、上述通り最終段階である程度緩和 されたとはいえ、サイバー監視技術関連品目に対す る新たな規制のEU単独導入には欧州産業界の根強 い反発があり、この点の成り行きが注目される。ま たEU加盟28か国間に存在する経済規模の格差が輸 出管理運用面でのバラツキを生んでいることも事実 であり、今回の規則改訂によってこの問題がどう克 服されるかについても注目したい。幸いにも本 ジャーナルが発行されるとほぼ同時期にCISTEC国 際交流分科会メンバーが訪欧を終えて帰国する予定 であり、これらの問題を含め、制度改革に関する最 新の状況が報告されるであろう。

改訂規則の正式採択は早くて2017年、場合によっ ては2018年にずれ込むとも言われており、息の長い プロジェクトである。第II章に記した如く今回の制 度改革は規則の内容を全面的に見直しのうえ書き改 めることによりEU権限を拡大する(EU規則をより EU-wideなものにする)という形で実現される。 EU権限の拡大はその分加盟国権限の縮小を意味し、 EU輸出管理規則改訂案採択の後にはそれに基づく 加盟各国国内関係法令の改訂や輸出者のためのガイ ダンスの発行等が続くことになる。

今回のEU規則改訂はかなり大幅で現行制度に大 きなインパクトを与えるものであり、新たな輸出管 理制度が加盟各国規制当局や産業界を含めEU全体 に定着し、効果を現わすまでには一定の年数を要す ることとなろう。英国がEU離脱を選択した今、欧 州統合は波乱の様相をきたしている。そんな中で も、EUの輸出管理制度は域内全体でよりハーモナ イズされた、統一性のあるものに大きく改善される

方向にあり、我々としても注意深くそれを見守るこ ととしたい。

最後に、輸出管理制度改革はEUのみならず米国 でも推進されつつあることは良く知られたところ。 両者の共通点の一つにその期間がある。EUは2011 年から2018年まで7年間、米国は2009年から2016年 まで同じく7年間を要している。後者は当初の EARとITARの 統合、即ち規制当局たるBISと DDTCを統合するという最終目標の最重要課題は実 現できぬままオバマ政権末期を迎えることになる。 しかしながら、ここで言えることは、両者とも当初 の目標達成に向けて一つの組織が7年間地道に粘り 強く取り組んでいるという事実である。また特に米 国の場合―ドイツや英国も同様であるが―組織の ヘッドが変わってもその下には10年を超えて勤務す る輸出管理の専門家が複数存在し改革の実務を推進 している。長い歴史の上に成り立つ制度の抜本的改 革にはそれだけ長期間を要するということであり、 本件は、その任務を担う規制当局もそれなりの部隊 を擁し、長期的視野に立って改革プロジェクトを推 進することが必要であるという事実を示すものでも ある。